

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月4日
【会社名】	Oakキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412 - 7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 品田 耕一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412 - 7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 品田 耕一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,082,564,172円

(注) 募集金額は、会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行することから無償で発行するものとしたします。

新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年12月5日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、第6回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の行使価額の決定日である平成23年12月30日が到来し、本新株予約権の行使価額が決定したこと及び本新株予約権の基準日である平成23年12月31日が到来し、本新株予約権の発行数等が確定したことに伴い、記載事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

募集に関する特別記載事項

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

【表紙】

(訂正前)

<前略>

[届出の対象とした募集金額]

株主割当 0円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

1,639,465,412円

(注)募集金額は、会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行することから無償で発行するものといたします。また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

[届出の対象とした募集金額]

株主割当 0円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

2,082,564,172円

(注)募集金額は、会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行することから無償で発行するものといたします。
新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

<後略>

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

(注) 1～5 省略

6. 本新株予約権の発行数について

本新株予約権の発行数については、当社の平成23年11月30日現在の発行済株式総数を基にしているが、基準日は平成23年12月31日であるため、発行数は変動する可能性があります。基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）と同一の数とします。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注) 1～5 省略

6. 本新株予約権の発行数について

本新株予約権の発行数については、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）と同一の数であります。

<後略>

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<前略>

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法 <省略></p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、<u>本新株予約権の基準日の直前の取引日である平成23年12月30日（ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.85を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。</u>ただし、本欄第3項「行使価額の調整」の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 <省略></p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p><u>1,639,465,412円（本有価証券届出書提出時の見込額）</u></p> <p>（注）<u>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、新株予約権の目的となる株式数に行使価額を乗じた金額とする。</u></p>

<後略>

(訂正後)

<前略>

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法 <省略></p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、<u>94円とする。</u>ただし、本欄第3項「行使価額の調整」の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 <省略></p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p><u>2,082,564,172円</u></p> <p>（注）<u>本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</u></p>

<後略>

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,639,465,412	32,000,000	1,607,465,412

(注) 1. 上記払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額であり、行使価額を74円(平成23年12月2日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.85を乗じ、1円未満の端数は切り捨てた金額)と仮定し算定した本有価証券届出書提出時の見込額であり、最終的には行使価額の決定日である平成23年12月30日、基準日である平成23年12月31日を経て、行使価額が、本新株予約権の基準日の直前の取引日である平成23年12月30日(ただし、同日に終値がない場合には、同日の直前の終値のある取引日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.85を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨て)として決定し、発行数が、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数(ただし、自己株式を除く。)が決定し次第、確定いたします。なお、行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の全てが行使されるとは限らないこと及び割当てられた本新株予約権の一部を行使した本新株予約権者の未行使の本新株予約権が行使できないものとなった場合にも、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

<後略>

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,082,564,172	32,000,000	2,050,564,172

(注) 1. 上記払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額であり、行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の全てが行使されるとは限らないこと及び割当てられた本新株予約権の一部を行使した本新株予約権者の未行使の本新株予約権が行使できないものとなった場合にも、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

<後略>

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

<前略>

<取得する手取金の具体的な資金使途、金額、支出予定時期>

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
新規投資資金	1,607百万円	平成24年3月～平成24年8月

<後略>

(訂正後)

<前略>

<取得する手取金の具体的な資金使途、金額、支出予定時期>

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
新規投資資金	2,050百万円	平成24年3月～平成24年8月

<後略>

【募集に関する特別記載事項】

（訂正前）

<前略>

2．発行条件の合理性

本新株予約権の発行価額は、5期連続の無配に鑑みて株主の皆様のご支援に深い謝意を表すことを目的として無償といたしました。

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、株主還元策であることを鑑み、本新株予約権の基準日の直前の取引日である平成23年12月30日（ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.85を乗じた金額とし1円未満の端数は切り捨てるものとしていたしました。

（訂正後）

<前略>

2．発行条件の合理性

本新株予約権の発行価額は、5期連続の無配に鑑みて株主の皆様のご支援に深い謝意を表すことを目的として無償といたしました。

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、株主還元策であることを鑑み、本新株予約権の基準日の直前の取引日である平成23年12月30日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.85を乗じた金額とし1円未満の端数を切り捨てた94円といたしました。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」に記載の第150期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成23年12月5日)までの間に生じた変更その他の事由は以下の通りであります。以下に掲げた内容は、有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

なお、事業等のリスクの内容には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成23年12月5日)現在において判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)~(7) 省略

(8) 既存株主の議決権の希薄化に関わるリスク

平成23年12月5日開催の当社取締役会決議により第6回新株予約権の発行を決議しましたが、当該発行決議により発行される第6回新株予約権が全て行使された場合に発行される株式数は22,154,938株(注)であり、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は100%となります。本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使した場合の株主の皆様については、当該株主の皆様が保有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった場合及び本新株予約権の一部行使の結果、残存予約権を行使できないものとなった場合、株主の皆様が保有されている当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。しかしながら、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様が権利行使に応じた形で当社の財務基盤の強化に資するものとなり、その結果として、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えております。

(注) 基準日が平成23年12月31日であるため、当該株式数は変動する可能性があります。

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」に記載の第150期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成24年1月4日)までの間に生じた変更その他の事由は以下の通りであります。以下に掲げた内容は、有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

なお、事業等のリスクの内容には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成24年1月4日)現在において判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)~(7) 省略

(8) 既存株主の議決権の希薄化に関わるリスク

平成23年12月5日開催の当社取締役会決議により第6回新株予約権の発行を決議しましたが、当該発行決議により発行される第6回新株予約権が全て行使された場合に発行される株式数は22,154,938株であり、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は99.90%となります。本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使した場合の株主の皆様については、当該株主の皆様が保有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった場合及び本新株予約権の一部行使の結果、残存予約権を行使できないものとなった場合、株主の皆様が保有されている当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。しかしながら、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様が権利行使に応じた形で当社の財務基盤の強化に資するものとなり、その結果として、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えております。

(注)の全文削除